

団体月払特約目次

(2015年4月改定)

第1条 特約が適用される範囲	第9条 特約の失効
第2条 特約を適用する手続	第10条 特約が効力を失った保険契約の取扱
第3条 契約日の特例	第11条 団体とのとりきめによる取扱
第4条 月払保険料率	第12条 保険契約が更新する場合の特則
第5条 月払保険料の払込	第13条 登録一括払停止の場合の特則
第6条 月払保険料の領収	第14条 積立保険特約が付加されている場合の特則
第7条 月払保険料の自動貸付	第15条 普通保険約款の適用
第8条 社員配当金の分配	

団体月払特約

(特約が適用される範囲)

第1条 この特約は、当会社と団体月払取扱契約を締結した官公署、会社、工場その他の団体に所属し、その団体から毎月給与の支払を受ける者を保険契約者（以下「契約者」といいます。）とする保険契約に対し、次の条件を備える場合に限り適用します。

- (1) 契約者の数が20名以上（貯蓄保険契約のみの契約者を除いて20名以上とします。以下同じとします。）いること。
 - (2) 団体が毎月保険料をとりまとめて会社に払い込むこと。
- 2 次の場合には、前項の規定を準用して、各保険契約にこの特約を適用します。
- (1) 団体の代表者を契約者とし、その団体の所属員を被保険者とする保険契約の被保険者が20名以上（貯蓄保険契約のみの被保険者を除いて20名以上とします。以下同じとします。）いる場合。
 - (2) 前項の契約者と前号の被保険者が名よせの上合算して20名以上いる場合。
 - (3) 団体の事業所が2以上あるときは、1事業所に前項の契約者が20名以上いる場合または前号の契約者と被保険者が名よせの上合算して20名以上いる場合。この場合には、会社は、その団体の1事業所と団体月払取扱契約を締結し、他の事業所とは取次書をとりかわします。

(特約を適用する手続)

第2条 この特約は、契約者または保険契約申込人から団体の取扱責任者を通じて会社に申出があった場合、その保険契約に適用します。

(契約日の特例)

第3条 この特約の適用される保険契約の契約日は、普通保険約款（保険契約に責任開始期に関する特約が付加されている場合は、その特約条項とします。以下本条において同じ。）の規定にかかわらず、普通保険約款に定める会社の責任開始の日を含む月の翌月1日とし、保険期間、保険料払込期間その他保険契約における期間の計算および年齢の計算は、この日を基準とします。

2 前項の規定にかかわらず、会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に保険事故が生じた場合には、契約年齢、保険期間、保険料払込期間、その他その保険契約における期間は、会社の責任開始の日を基準として再計算し、保険料の過不足があれば支払金と精算します。

(月払保険料率)

第4条 この特約による月払保険料は、会社の定める団体月払保険料率によります。

2 前項にかかわらず、フコク貯蓄保険契約の保険料率は普通保険料率とします。

3 普通保険約款の規定によって保険料の一括払込を行なう場合には、会社の定めた率で保険料を割引します。

(月払保険料の払込)

第5条 第2回以後の月払保険料（保険契約が更新する場合は、更新保険料を含みます。）は、契約日を含む月の翌月以後、毎月、団体を経由して払い込んでください。保険料の払込は、団体が会社に払い込んだ日をもって払込のあった日とします。

(月払保険料の領収)

第6条 団体から払い込まれた月払保険料については、保険料総額に対する領収証を団体に交付し、個々の保険契約に対する領収証は発行しません。

(月払保険料の自動貸付)

第7条 普通保険約款中に保険料の自動貸付に関する規定がある保険契約について、その規定は、この特約による月払保険

料の払込については適用しません。

(社員配当金の分配)

第8条 月払保険料払込中の保険契約に対する社員配当金は、保険料と相殺して支払う場合、普通保険約款の規定にかかわらず、割り当てた次の事業年度の契約応当日を過ぎた保険契約の分を一括して10月に団体を通じて支払います。

(特約の失効)

第9条 次の場合には、該当保険契約についてのこの特約は効力を失います。

- (1) 第2回以後の月払保険料が払い込むべき月の翌月末日までに会社に払い込まれなかったとき。
- (2) 契約者（団体の代表者を契約者とする保険契約においては被保険者）が団体の所属員でなくなったとき。
- (3) 契約者が、この特約による保険料月払を希望しない旨を団体の取扱責任者を通じて会社に申し出たときは、団体に所属する契約者または被保険者の数が、第1条に規定する定数未満になり、6ヵ月以内に補充できなかったときは、残存する保険契約についてのこの特約は効力を失います。
- 3 会社と団体との間に締結された団体月払取扱契約が解約されたときは、その団体に属する保険契約についてのこの特約は効力を失います。

(特約が効力を失った保険契約の取扱)

第10条 この特約が効力を失った場合には、次に払い込む保険料から個人扱の半年払契約（契約者から、あらかじめ年払契約への変更の申出があった場合には、年払契約）に変更されるものとします。この場合、保険料払込期間に端数月が生じたときは、最終の保険料払込期月までに精算してください。ただし、契約者の住所またはその指定する保険料払込場所が会社の定めた地域内にある場合には、会社の承諾を得て、保険料の払込方法を毎月払とすることができます。

- 2 前項により、個人扱の保険契約となった場合には、次に払い込む保険料を、この特約が効力を失ってから2ヵ月以内に払い込んでください。
- 3 第1項の規定にかかわらず、第9条第2項によってこの特約が効力を失った場合、残存する契約者または被保険者の数が10名以上であれば、残存保険契約を特別団体月払扱に変更します。この場合の月払保険料は、会社の定める特別団体月払保険料率によります。

(団体とのとりきめによる取扱)

第11条 契約日の取扱（第3条）、月払保険料の払込方法（第5条）、社員配当金の分配方法（第8条）またはその他の事項について、団体月払取扱契約書に別のとりきめがある場合には、そのとりきめによるものとします。

- 2 前項の規定により、この特約の適用される保険契約の契約日が、会社が保険契約の申込を承諾した日以後、かつ、普通保険約款に定める会社の責任開始の日前となる場合には、会社は、契約日を責任開始の日とみなして取り扱います。
- 3 前項の場合で、契約日以降、第1回保険料が払い込まれる前に、保険金（給付金、年金および入院見舞金を含みます。以下同じ。）の支払事由が発生したときは、会社は、第1回保険料が払い込まれるまでその保険金を支払いません。
- 4 第2項の場合で、契約日以降、第1回保険料が払い込まれる前に、保険料の払込免除事由が発生したときには、会社は、第2回以後の保険料の払込を免除します。

(保険契約が更新する場合の特則)

第12条 この特約を付加した保険契約が更新する場合、更新保険料の払込および更新保険料の払込のないときの保険契約の消滅については、普通保険約款に定める更新に関する規定を適用します。

- 2 前項の規定は、特約が更新する場合に準用します。
- 3 主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加されている新介護保障定期保険特約、介護収入保障特約または新介護保障定期保険特約＜妻型＞（以下「新介護保障定期保険特約等」といいます。）が主契約の保険料払込期間満了の日の翌日に更新された後、第9条（特約の失効）の規定によりこの特約が効力を失った場合には、更新後の新介護保障定期保険特約等の第2回以後の保険料の払込について、第10条（特約が効力を失った保険契約の取扱）の規定を準用して取り扱います。この場合、第10条第2項に定める期間内に次に払い込む保険料が払い込まれないときは、その期間が満了した時から将来に向かって新介護保障定期保険特約等は解約されたものとします。

(登録一括払停止の場合の特則)

第13条 団体が登録一括払の取扱を停止した場合には、登録一括払を行なっている契約者は、登録一括払を停止するか、他の保険料払込方法〈経路〉を選択してください。

(積立保険特約が付加されている場合の特則)

第14条 積立保険特約が付加された主契約にこの特約を付加した場合には、次に定めるところによるものとします。

- (1) 第4条（月払保険料率）第1項および第10条（特約が効力を失った保険契約の取扱）第3項の規定は、主契約および主契約に付加された特約（積立保険特約を除きます。）の月払保険料の保険料率について適用します。
- (2) 第5条（月払保険料の払込）および第6条（月払保険料の領収）の規定は、積立保険特約の定期払込保険料の払込について適用します。
- (3) 第9条（特約の失効）第1項第1号の規定中、「第2回以後の月払保険料」とあるのは「主契約の第2回以後の月払保険料」と読み替えます。

(普通保険約款の適用)

第15条 この特約に定めてない事項は、すべて普通保険約款の規定を適用します。